

昭和四十一年度

学

生

便

覽

熊本女子大学

目次

次

- 一 沿革概要 (三)
- 二 校歌 (五)
- 三 校則 (六)
- 四 大学関係法令 (三四)
- 五 大学の規程に關すること (五二)
- 六 大学の事務機構及び取扱事務 (六〇)
- 七 図書閲覧に關する学生心得 (六三)
- 八 願出及び届出等に關すること (六九)
- 九 奨学生に關すること (七八)
- 十 奨学生に關すること (七八)
- 十一 教職員一覽 (八一)

一、沿革概要

						年	月	日	事項
						昭和	二三	三一	熊本県立女子専門学校として発足
						二四	二三	二五	熊本女子大学設置について文部大臣より認可
一	四	三	二	五	五	四	三	二五	熊本県立女子専門学校長医学博士北村直躬初代学長となる
二	五	四	三	六	六	五	四	一	熊本県立女子専門学校長医学博士北村直躬初代学長となる
三	六	五	四	七	七	六	五	二	オ一回入学宣誓式挙行
四	七	六	五	八	八	七	六	一	開學記念式挙行
五	八	七	六	九	九	八	七	一	教職課程設置について文部省より承認
六	九	八	七	一〇	一〇	九	八	二	熊本県立女子専門学校自然廃校
七	一〇	九	八	一一	一一	一〇	九	一	栄養士養成施設として生活学科が厚生大臣より指定
八	一一	一〇	九	一二	一二	一一	一〇	一	学部名称変更(学芸学部を文家政学部に)について文部省より承認
九	一二	一一	一〇	一二	一二	一二	一一	一	学科四〇名を六〇名に)について文部省より承認
一〇	一二	一一	一〇	一二	一二	一二	一一	一	学科四〇名を六〇名に)について文部省より承認

オ一回卒業証書授与式挙行

三	三							
二九	二一	一八	一	文部大臣より教育職員免許法才五条別表才一備考才号の規定に基く正規の課程の認定を受けた				
三一	三二	三三	三	学生定員増加(家政学科六〇名を八〇名に)について文部省より承認	教育職員免許状授与の所要資格取得課程として、本学の聴講生の課程が文部大臣より認定			
三三	三二	三二	三	学生定員増加(家政学科六〇名を八〇名に)について文部省より承認	文部省より承認	文部大臣より教育職員免許法才五条別表才一備考才号の規定に基く正規の課程の認定を受けた	文部大臣より教育職員免許法才五条別表才一備考才号の規定に基く正規の課程の認定を受けた	
三七	三五	三五	二	文学科增设(英文学科国文学専攻を国文学科に文学科英語専攻を英文学科に一学科増設)について文部省より承認	文学科增设(英文学科国文学専攻を国文学科に文学科英語専攻を英文学科に一学科増設)について文部省より承認	文学科增设(英文学科国文学専攻を国文学科に文学科英語専攻を英文学科に一学科増設)について文部省より承認	文学科增设(英文学科国文学専攻を国文学科に文学科英語専攻を英文学科に一学科増設)について文部省より承認	文学科增设(英文学科国文学専攻を国文学科に文学科英語専攻を英文学科に一学科増設)について文部省より承認
四	一	一	二〇	五麦学科増設(家政学科八〇名を五〇名に)、英文学科二〇名を四〇名に)	五麦学科増設(家政学科八〇名を五〇名に)、英文学科二〇名を四〇名に)	五麦学科増設(家政学科八〇名を五〇名に)、英文学科二〇名を四〇名に)	五麦学科増設(家政学科八〇名を五〇名に)、英文学科二〇名を四〇名に)	五麦学科増設(家政学科八〇名を五〇名に)、英文学科二〇名を四〇名に)
三八	一二	一	一七	榮養士養成施設として食物学科が厚生大臣より指定	榮養士養成施設として食物学科が厚生大臣より指定	榮養士養成施設として食物学科が厚生大臣より指定	榮養士養成施設として食物学科が厚生大臣より指定	榮養士養成施設として食物学科が厚生大臣より指定

二、熊本女子大学校歌

信村時中史潔朗作曲

見はるかす	阿蘇の山なみ	まかゞよふ	空をかぎれる
新しき	朝の光よ	金峰の	峰の光よ
むらさきに	山はにほひて	静もれる	夕の学園
ときいろに	輝く校舎	夢多き	乙女の胸の
集ひくる	乙女を見よや	琴線に	触るゝは何ぞ
科学する	歎知の瞳	人の世に	愛をもとめて
思索する	清きおもざし	真理への	道をたどらん
さはやけき	みどりの風は	さはやけき	みどりの風は
若き日の	よろこび歌ふ	若き日の	望みを歌ふ
あふわれら	命たたへん	あふわれら	命たたへん

三、熊本女子大学学則

熊本県規則才四七三号 (昭和28年)

第一章 目的

(この大学の目的)

才一条 熊本女子大学（以下「大学」という。）は、教育基本法（昭和二十二年法律才二十一号）及び学校教育法（昭和二十二年法律才二十六号）の定めるところに基き、女性最高の教育研究の機關として、広く一般教育を授けて高い知性と清純の品性を養うとともに深く専門の学芸を教授して創造と応用の能力を豊かならしめ、もつて社会の福祉と文化の向上に貢献し得る有為の女性を育成することを目的とする。

第二章 学部及び学科

(学部等)

才二条 大学に文家政学部を置き、学部を分けて、次の四学科とする。

- 一 家政学科
- 二 食物学科
- 三 国文学科
- 四 英文学科

第三章 授業科目

(授業科目の区分)

才三条 大学の授業科目は、その内容により一般教育科目、外国語科目、専門教育科目、保健体育科目及び教職課程科目とする。

(授業科目及び単位数)

才四条 一般教育科目の授業科目及びその単位数は、別表才一のとおりとする。

才五条 外國語科目の授業科目及びその単位数は、別表才二のとおりとする。

才六条 専門教育科目の授業科目及びその単位数は、左の各号に掲げる学科につき、当該各号に掲げる別表のとおりとする。

- 一 家政学科 別表才三
- 二 食物学科 别表才四
- 三 国文学科 别表才五
- 四 英文学科 别表才六

2 栄養士の資格を得ようとする者が履修しなければならない授業科目は、学長が別に定める。

才七条 保健体育科目の授業科目及びその単位数は、別表才七のとおりとする。

才八条 教職課程科目の授業科目及びその単位数は、別表才八のとおりとする。

第四章 履修方法、課程修了及び卒業の認定

(修業年限等)

才九 条 大学の修業年限は、四年とする。

2 在学期間は、八年をこえることができない。但し、休学期間はこれに算入しない。

(履修授業科目の届出)

才十条 学生は、毎学期の始めに、履修希望の授業科目をあらかじめ学長に届け出で、その承認を受けなければならない。

(他学科生の聽講)

才十一条 学生は、学長の許可を受けて、所属しない学科の授業科目を聽講することとされる。

(授業科目試験)

才十二条 授業科目の修了の認定は、授業科目試験によつて行なう。

2 授業科目試験の施行日は、当該授業科目の課程を修了した後とする。但し、特別の事情がある場合には、この限りでない。

才十三条 学生は、履修授業科目について、所定の出席基準に達しなければ、当該授業科目の試験を受けることができない。

才十四条 授業科目試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(単位等)

才十五条 講義については、教室内における一時間の講義に対して教室外における二時間の準備のための学修を必要とするものとし毎週一時間十五週の講義をもつて一単位とする。

2 演習については、教室内における二時間の演習に対して教室外における一時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週二時間十五週の演習をもつて一単位とする。

3 実技、実習及び実験については、学修はすべて実験室、実習場等で行なわれるものとし毎週三時間十五週の実技、実験又は実習をもつて一単位とする。

(卒業論文審査)

才十六条 卒業論文審査は、必要に応じ、口頭試問をあわせて行なうことができる。

2 卒業論文審査に合格した者には、六単位を与える。

(卒業資格)

才十七条 卒業資格の認定を得るために、次表に掲げるところにより、区分に応じ授業科目を履修し、単位を取得した後、学士試験に合格しなければならない。

一、食物学科の場合

区 分	授 業 科 目	単 位 数
一般教育科目 人文学科関係、社会学科関係及び自然学科関係の三つ以上の系列にわたつてそれぞれ三科目以上	合計九科	三十六単位以上

外國語科目	英語一科目の外、ドイツ語又はフランス語の二科目	十二単位以上
専門教育科目		
保健体育科目		四単位 (卒業論文六単位を含む)

一、家政学科、国文学科及び英文学科の場合

区分	授業科目	単位数
一般教育科目	人文科学関係、社会科学関係及び自然科学関係の三つの系列にわたつてそれぞれ三科目以上 合計九科目以上	三十六単位以上
外国語科目	英語一科目の外、ドイツ語又はフランス語の二科目のうちいづれか一科目	十六単位以上
専門教育科目		四単位 (卒業論文六単位を含む)

(教育職員の資格)

才十八条 教育職員の資格を得ようとする者は、教育職員免許法（昭和二十四年法律才百四十七号）の定めるところにより、教職課程科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

第五章 卒業及び学士号

(卒業)

才十九条 才十五条の規定により、卒業資格の認定を受けた者には、その卒業を認め、卒業証書（別記様式）を授与する。

(学士号)

才二十一条 前条の規定により卒業した者は、家政学科及び食物学科にあつては家政学士、国文学科及び英文学科にあつては文学士と称することができる。

第六章 学年、学期及び休業日

(学年等)、

才二十二条 学年は四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

2 学年を分けて、左の二学期とする。

前 期 四月一日から十月二十日まで

後 期 十月二十一日から翌年三月三十一日まで

(休業日等)

才二十二条 休業日は、左の各号に掲げるところによる。但し、学長は、才一号の場合を除き授業の都合により、これを変更することができる。

一 國民の祝日に關する法律(昭和二十三年法律才百七十八号)に規定する日

二 日曜日

三 開學記念日 五月一日

四 春季休業日 三月二十五日から四月十日まで

五 夏季休業日 七月十一日から九月十日まで

六 冬季休業日 十二月二十五日から翌年一月十日まで

2 臨時休業日については、学長が、その都度定める。

第七章 入学、休学、転学、退学及び除籍

(入学時期)

才二十三条 学生の入学時期は、学年の始めとする。

(入学許可)

才二十四条 入学は、左の各号の一に該当する者について、選考の上、学長が許可する。

一 高等学校を卒業した者

二 通常の課程による十二年の学校教育を修了した者

三 通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者

四 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者

五 文部大臣の指定した者

六 大学入学資格検定規程(昭和二十六年文部省令才十三号)により文部大臣が行なう大学入学資格検定に合格した者

(再入学等)

才二十五条 学長はやむを得ない事由により退学した者で、さらに同一学科に入学を志願する者については、前条の規定にかかわらず、特に入学を許可することができる。

(入学手続)

才二十六条 前二条の規定により入学の許可を受けた者は、別に定める手続により、所定の朝日までに手続をしなければならない。

(宣誓)

オ二十七条 入学の許可を受けた者は、その入学の際に、所定の宣誓をしなければならない。

(入学許可取消)

オ二十七条の二 前二条の手続をとらないときは、学長は、入学許可を取り消すことがある。

(休学及び復学)

オ二十八条 学生は、疾病その他の事故により、引き続き三箇月以上修学することができない場合には、学長の許可を受けて休学することができる。

2 前項の休学は一年を越えることができない。ただし、特別の事情がある者は、学長の許可を得てなお一年以内の休学をすることができる。

(転学、転科及び退学)

オ二十九条 学生は、転学、転科又は退学しようとするときは、事由を具して、学長に願い出てその許可を受けなければならぬ。

(編入学)

オ三十一条 学長は、学士号を有する者又は他の大学に在学した者で、大学に編入学を願い出した者について、選考の上、許可することができる。

(除籍)

オ三十二条 学生が次の各号の一に該当する場合には、学長は、除籍することができる。

一 在学期間八年におよびなお卒業資格を得られない者

二 授業料の納付を怠る者

第八章 授業料、その他の費用

(授業料等)

オ三十二条 授業料その他の費用については、県立学校の授業料等徵収条例(昭和二十三年

熊本県条例オ十八号)の定めるところによる。

第九章 (略)
第十章 (略)
第十一章 学生の定員

(学生の定員)

オ三十七条 学生の定員は、次の各号に掲げるとおりとする。

一家政学科	毎年入学者	五十人	総定員	二百人
二 食物学科	毎年入学者	四十人	総定員	百六十人
三 國文学科	毎年入学者	五十人	総定員	二百人
四 英文学科	毎年入学者	四十人	総定員	百六十八人

第十二章 別科

(別科)

才三十八条 大学に別科を置くことができる。

2 別科に關し必要な事項は、学長が定める。

第十三章 図書館及び研究施設

(附屬の図書館)

才三十九条 大学に附屬の図書館をおく。

2 図書館に關し必要な事項は、学長が定める。

才四十条 (略)

第十四章 聽講生、外国人学生及び委託研究生

(聽講生)

才四十一条 学長は、学生でないもので、大学所定の授業科目の聽講を希望する者は選考の上、聽講生として聽講を許可することができる。

2 前項の許可を受けようとする者は、所定の手続により、学長に願い出なければならない。

3 聽講生に關し必要な事項は、学長が定める。

(外国人学生)

才四十二条 学長は、外国人でこの大学に入学を志願する者については、選考の上、許可することができる。

(委託研究生)

才四十三条 大学の卒業生又は相当の学歴を有する者を委託研究生として、大学において特定の研究をなさしめようとする者は、その旨を学長に願い出なければならない。

2 学長は、前項の願い出があつたときは、教授会の議を経て、許可することができます。

委託研究生の研究に必要な費用は、委託者の負担とする。

第十五章 (略)

第十六章 (略)

第十七章 (略)

第十八章 賞罰